

市民の皆さんからのご意見、ご提言を  
これからのまちづくりに生かします。

# 市政への手紙

## 市政への意見・提言メール

問 秘書広聴課 秘書広聴係 ☎72-2101 (内線121、122)

これからも市民が安心して暮らし、働き、子育てができるまちを皆さんとともにつくっていくため、市政に関するご意見・ご提言をお寄せください。

### 「市政への手紙」「市政への意見・提言メール」とは

check!

#### 「市政への手紙」

今年で51年目を迎える「市政への手紙」は、毎年7月を“手紙月間”として、ご意見やご提言を募集しています。この広報紙に折り込まれている専用の用紙は差出有効期間中なら切手を貼らずに手紙を送れます。お寄せいただいた手紙には、2週間を目安に返信します。なお、手紙月間中は手紙が集中するため返信が遅れる場合があります。

※「市政への手紙」は年間を通して受け付けをしています。

メールフォームは  
こちらからどうぞ

check!

#### 「市政への意見・提言メール」

茅野市ホームページ内に設けた市政へのメールフォーム「市政への意見・提言メール」へ、ご意見やご提言をお寄せください。いただきましたご意見等について検討し、メールで返信します。



### 「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」の回答

#### (1) 回答を希望される場合

- 内容について、担当部署から問い合わせをする場合がありますので、正確に、氏名・住所・メールアドレス（メールの場合）・電話番号（手紙の場合）のすべてを、必ずご記入ください。（未記入の場合は、回答をいたしかねます。）
- いただいたご意見・ご提言等は市長が目を通します。
- その後、担当部署で調査検討のうえ回答文を作成し、市長が確認してから回答します。回答までの日数はおおよそ2週間となります。（内容により、さらに時間がかかる場合もあります。）

なお、次のいずれかに該当するものについては、回答いたしかねますのでご了承ください。

- 匿名であり、氏名・住所・連絡先の記入の無いもの
- 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
- 市の業務と関係ないもの
- 営利・営業を目的とするもの
- 宗教に関するもの
- 趣旨が不明確なもの など

#### (2) 回答が不要な場合

氏名・住所・連絡先（メールアドレス・電話番号）を記入する必要はありません。ご意見・ご提言等は、市長が目を通し、市政の参考にします。